

国立国会図書館の一般公衆向けサービスのいくつかの問題

上田 修一（立教大学特任教授）

1 はじめに

何年かにわたって、第二学年の大学生に、国立国会図書館に行くという課題を与えていた。まず、学生たちには次のように説明した。諸君は在学中は、大学図書館の資料、データベース、電子ジャーナルなどを自由に使うことができるが、卒業後はこうした蔵書や情報源から切り離されてしまう。社会人となって何らかの調査をすることになったら、国立国会図書館を頼ることができる。学生のうちに行ってみて、その利用法を覚えるのがよい。

けれども、大学の蔵書やデータベースを使いこなしてもおらず、ましてや電子ジャーナルの価値も知らない低学年の学生にとっては、理解しにくい説明であったことだろう。

国立国会図書館を見学するだけでは体験とはならないので、大学図書館は所蔵せず、国立国会図書館にはある資料を自分で選び、目次を複写するように指示をした。国立国会図書館の利用について、入館時に登録する必要がある、閉架で蔵書を手に取ることはできないこと、複写は自分でできないし、複写料金も高いことなども説明した。

課題を終えた学生の反応は様々で、課題の意義に沿った意見を述べる学生もいれば、書架の本に接することができない図書館はなじめない、近くの公共図書館のほうが親しみやすいなどと子供じみたことしか言えない学生もいた。しかし、利用体験により、国立国会図書館のハードルが低くなったと述べた学生が大多数である。実際に、後年、卒業論文のための文献入手で、気軽に国立国会図書館へ行く学生が多くなった。

感想の中には、国立国会図書館は、予想したようではなかった、まるで役所や病院のようだという印象をもつものもいた。手続の連続であるからだが、システムは慣れれば使い易い、案内係員は親切という点は、多くに共通していた。

2 国立国会図書館の特性

国の財政にかかわる書類の公開、利用に向けて2015年4月に財務省から発表された「財務書類等の一層の活用に向けて（報告書）」では、課題

の一つとして「フルコスト情報の把握」をあげており、いくつかの国の機関が講評されている。これによれば2014年度の国立国会図書館業務にかかるフルコストは、200億円で、人口1人当たりのコスト157円だった。ちなみに人口1人当たりコストは、衆議院は520円、参議院は314円、裁判所（全体）は、2,305円だった¹⁾。

国立国会図書館の財務分析では、収集する図書その他の資料など「物にかかるコスト」は2.8%にすぎず、「人にかかるコスト」と「事業コスト」が8割を超える。すなわち、財政から見る限り、国立国会図書館は、サービスを中心とする組織である。

(1) 国立国会図書館の知名度

国立国会図書館の骨格は、第二次大戦後、連合国占領下で作られ、赤坂離宮から永田町への移転、1986年の機構改革、2000年代初めの関西館の新設、また、後述のような独立行政法人化問題があったものの、ほぼ70年間にわたって大きな変化はなかったと言える。もちろん、これは、外部から見た場合のことであり、国立国会図書館の内部では、改革の連続と捉えている可能性もある。

国立国会図書館が2014年12月に行った図書館利用者調査の結果では、「あなたは、国立国会図書館を知っていますか」という設問に「知っている」と59.1%の人々が回答した²⁾。これは、国立国会図書館が生活に密着しておらず、また、学校教育でも教えられる機会は乏しいことを考えると、かなり高い値と言えるだろう。ただ、「この1年間（2014年1月～12月）」に国立国会図書館を利用したのは、回答者5,000名中70名（1.4%）に過ぎなかった。つまり、一般にはある程度、その存在は知られているが、利用者はわずかである。国立国会図書館があることは知られていてもどのような業務を行っているかはそれほど知られていない。

(2) 国立国会図書館に対する誤解（公共図書館）

多くの人々は、図書館と言えば公共図書館、あるいは学校図書館を考え、国立国会図書館もまた

その延長上にあると考えている。特に、国立国会図書館を大きな公共図書館と考える人々が多い。2002年に関西文化学術研究都市内に国立国会図書館関西館が開館した。東京本館と蔵書構成は異なるが、18歳以上という年齢制限、貸出をしない、閉架中心といった点は本館と共通だった。関西館開館と同時に多数の近隣の住民が閲覧に訪れた。しかし、子ども連れで来た主婦が引き返すこともあり、「館外貸し出しをしてほしい」、「なぜマンガや小説はないのか」といった問い合わせが多く³⁾、「難しい本ばかり。もう使わないと思う」という人々もいた⁴⁾。要するに、地域住民をサービス対象とした大きな公共図書館と期待した人々が多かったのである。

(3) 国立国会図書館に対する誤解（読書空間）

現代では、先進国の国立図書館は、公共図書館とは全く異なる種類の図書館とならざるを得ないが、このことは、理解されにくい。松家仁之『火山のふもとで』は、1982年に行われたことになっている国立現代図書館という文部省が計画する国立図書館の設計コンペが題材となっている⁵⁾。

しかも国会図書館とは違って、国立現代図書館は開架式を採用し、閲覧室の床面積も広くとる方針であること、レストランや託児室、フィルムセンターの機能を果たす講堂も併設し、生涯学習の場として想定されていること、いずれも資料としての図書の収蔵よりも、一般利用者に広く気軽に入館してもらうことが大前提だった。(中略)つまりすでにある国会図書館とは明確に異なる役割を果たすための公共図書館として構想されていた。

文部省が独自に国立国会図書館ばかりでなく既存の図書館と機能が重複する国立の図書館を建設するということは、1980年代であろうと現代であろうと、想定しにくいことである。出版社の編集者の経験のある作者も、主人公の敬愛する建築家も、国立図書館は快適な読書空間であることが第一であり、国立国会図書館は論外であると考えているようである。

(4) 国立国会図書館への反発（国会議員）

もう一つ、国会議員と新聞記者の国立国会図書

館誤解の例がある。『産経新聞』は、2006年に次のように報じた⁶⁾。

自民党行政改革推進本部(衛藤征士郎本部長)は一日、国立国会図書館の独立行政法人化を求める方針を決めた。(中略)「日本唯一の国立図書館」とうたわれている国会図書館の本来業務は、国会議員の立法、調査活動の補佐だが、このほかにも資料の収集、整理や一般への閲覧などの司書業務も行うだけでなく、最近は国会議事堂隣の本館に加え、京都府精華町に「関西館」、東京都台東区に「国際子ども図書館」が相次いで開館した。このほか電子化にも取り組むなど、「副業」の拡大が顕著になっている。行革本部では文化庁の機関だった国立美術館・博物館などが独法化している点に着目し、国会図書館も同様に独法化させるのがふさわしいと判断した。独法化は国会職員の非公務員化と、不透明とされていた運営内容の情報開示を促進するのが主な狙いだが、問題視されていた副業拡大を自由に行えるメリットも生まれてくる。

これは、国立国会図書館を独立行政法人化する動きがあることを伝えた記事である。副業という語を用いたのは、執筆した記者なのか、それとも取材先の自由民主党議員や職員であるのかは不明であるが、当時の自由民主党内では、国立国会図書館は、立法補佐と議会図書館機能が本来であって、関西館や国際子ども図書館、電子化は、余計な業務であるとする議員がいたことは確かである。また、少なくともこの記事を書いた記者には、国立国会図書館の成立事情、経緯、運営についての知識が欠けていて、本業や副業といった表現は適切であると考えていたらしい。

3 一般公衆の国立国会図書館利用

国立国会図書館のサービス対象に関して、よく引用されるように、「国立国会図書館法」第二条に「国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し」とある。ここでは国会議員、行政と司法各部門、日本国民と列挙されている。さらに同法第二十一条では、「国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、

委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない」となっている。

発足当時の事情もあり、日本国民は、奉仕先の優先順位の三番目と理解されている。国会議員優先は、「国立国会図書館法」の中だけではなく、国会議事堂に向けた国会議員用の正面玄関のある東京本館の建物の構造から、国会議員は資料の館外帯出が可能というようなサービス面まで貫かれている。

以下では、条文中の「日本国民」、あるいは一般の人々に向けたサービスを取り上げる。「国立国会図書館法」の本則には「日本国民」は2回、「公衆」は15回使われており、さらに「一般公衆」は標題を含め3回出現する。1948年の同法制定時には「日本国民」と「一般公衆」しかなかった。「公衆」はインターネットとともに使われるようになった語である。インターネットによる情報提供の進展により、国立国会図書館のサービス対象は、実は「日本国民」より広い範囲へと拡大された。そこで、一般の人々に対するサービスは、「日本国民」向けではなく一般公衆向けサービスと呼ぶことにする。

前述の同法第二十一条に、「国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して」とあるので、国立国会図書館の一般公衆向けサービスには、直接のサービスと図書館を経由したサービスがあるとみなされる。

もう一つ、国立国会図書館の一般公衆向けサービスと図書館向けサービスの間の関係の問題がある。図書館向けには、講習の実施など直接に図書館に向けたサービスと一般公衆を最終利用者とする仲介的な図書館サービスとが考えられる。

以上を整理すると、サービス対象には

国会議員	
行政と司法各部門	
一般公衆	直接
	間接
図書館	図書館経由
	インターネット経由

があることになる。

国会や国会議員に対しては、調査及び立法考査

局という専門部局があり、立法補佐と議員向けのレファレンスサービスを行っている。立法補佐に関しては設立時の想定と現状とは懸隔しており、これについては、別に検討する必要がある。二番目の行政と司法各部門に対するサービスには特筆すべきものはない。

国立国会図書館は、約70年の間に骨格に変化はなかったと述べたが、サービスという面からみると、一般公衆向けのサービスが次第に充実するようになったことを指摘しうる。一般公衆重視は、運営方針の変更であり、直接サービスにおける情報システムの導入、間接サービスにおけるインターネットを通じたアクセスの進展が、サービスの充実の要因である。

1986年の機構改革時には、「利用者サービスのあり方を体系的に見直し、サービス体制の再構築が図られた。その考え方は、利用者サービスを来館利用者と来館しない利用者へのサービスに分けて、これまで重視されてこなかった来館しない利用者へのサービスを充実させる。そのために図書館協力関係を強化することを基本⁷⁾とすることになった。「来館」は、図書館側からみた用語であるので、以下では、来館利用、来館しない利用を直接利用と間接利用と表すことにする。国立国会図書館は、それまでは直接利用を中心とし、間接利用を補完的に位置づけていたが、公共図書館や大学図書館の整備が進んできたので、地域間格差のないサービスを提供するために図書館を通じた間接利用の体制を作り、直接サービスと同列の扱いに変えるという趣旨である。

しかし、この30年間には図書館を介した間接利用体制ではなく、インターネット経由による情報提供が中心となった。国立国会図書館の蔵書の公共図書館などへの貸出は、年間に2万冊ほどの水準で推移している。依頼してから入手に日数がかかり、公共図書館などが借り出した国立国会図書館の資料は、その図書館内での閲覧しかできない規則である。資料保存のためには、個人の館外貸出を認めるわけにはいかない。こうしたジレンマがあるため、図書館を通じた資料提供が今後、増加するとは考えられない。

一方、インターネットを通じた情報提供と資料提供は、年々、拡大し、利用も増えている。地理的に離れ、国立国会図書館を利用することができなかった人々やこれまで国立国会図書館の提供す

るサービスを知らなかった大勢の人々が国立国会図書館を利用するようになってきている。前述のように、インターネットによる間接利用者は、「日本国民」に限定されず、国外の人々にまで拡大されている。

国立国会図書館の図書館向けサービスの代表例は、標準的な目録レコードの作成とその図書館への提供であろう。具体的には、かつて行われていた印刷カードサービスがある。各図書館は国立国会図書館作成の目録カードを購入して、目録作業の効率化を図った。タイムラグの問題はあったものの、一時期は広く利用されていた。しかし、1980年代から1990年代にかけて、目録作成に関して、大学図書館は学術情報センター（現国立情報学研究所）に、公共図書館の多くは図書館流通センターなどに依存するようになったため目録作成における国立国会図書館の存在感は薄れた。他に図書館向けとして講習会や研修の開催もあるが、これらも盛んであるとは言えない。

以上のように、現在の国立国会図書館では一般公衆向けサービスが実質的には中心となっている。そして、直接利用も間接利用も大きく変化してきたが、利用側からみればそれぞれ問題をかかえている。

4 直接サービス

国立国会図書館では、一部の開架資料を除いて蔵書は閉架書庫にあり、さらには一部の例外を除き、館外貸出をしていない。一般に閉架式の図書館では、資料を直接に利用するには、図書館へ赴き、探索している資料について目録を用いて調べ、依頼票に記入し、貸出窓口へ提出、しばらく待ち、出庫した資料を受け取る。さらに複写をするなら、複写申込書に記入し、複写窓口へ提出する。最後に貸出窓口へ返却する。利用者がコイン式の複写機を利用して行う図書館資料の複写は「著作権法」上の問題がある。

岸本佐知子『ねにもつタイプ』には、2003年頃の国立国会図書館の貸出手続きの描写がある⁸⁾。

目指す資料にたどり着くまでには数々の手続きを経なければならず、しかも年に一度しか来ないのであらかた忘れていて、いちいちとまどってしまうのだが、それがまるで数々の障害を乗り越えて「手続きの帝国」を攻略し

ていくようで、面白い。(中略)カウンターに用紙を出すと、後は電光掲示板に自分の番号が表示されるまで待つ。混んでいる時は一回に三冊ぐらいしか閲覧できない上に小一時間待たされる。資料のコピーを申請するとそれも三十分ぐらい待たされる。

国立国会図書館は、2004年10月の東京本館の、改装終了に伴い、年間開館時間をそれまでよりも43%増加させ、新しい来館利用システムを稼働させた⁹⁾。その後、一部変更されてさらに進化したシステムとなっている。まず、最初に利用登録しなければならないが、登録ICカードを持っていれば、カードにより自動的に利用者の識別がなされるので、手書きで記入する必要があるのは、複写申込用紙の一部分だけである。館内に多数設置されたPCに付いているICカードリーダーに登録ICカードをおくと利用者が識別される。NDL-OPACを使って検索する。資料の借出申込もオンラインで行う。待時間は以前とくらべてさほど変わらないが、窓口への資料の到着もPCで確認可能である。複写窓口への複写申込は紙を用いるが、利用者名や資料名の記載のある複写申込用紙を印刷することができる。図書館を出る際にも登録ICカードが必要である。未返却資料の有無の確認が行われる。

初めて利用すると誰でも、「手続きの帝国」という印象を強く持つことは否めない。しかし、一度経験すると、効率的、合理的にシステムが構築されていることが実感される。本と雑誌の貸出窓口と複写窓口は離れているので、少し慣れれば、本と雑誌からなる多数の資料を無駄な時間なく閲覧複写するには、どのような順序がよいかといった戦術的な挑戦に頭が向くようになっていく。

2014年度の国立国会図書館東京本館の開館一日当たりの平均利用者数は、約1,900人であるが、今後も増えると予想される資料閲覧複写要求にこの利用システムは応えていくことができるだろう。

このシステムの基盤となっているのは、国立国会図書館の目録のデータベース化と考えられる。1999年には、ほぼ20年間をかけた和図書目録の明治期以後の遡及入力終了し、2000年には洋図書38万件の遡及入力も完了した¹⁰⁾。さらに、非図書資料や中国語資料などの目録入力も組織的

に行われてきており、現在では、ほとんどの資料がNDL-OPACで検索できるようになっている。目録データベースが構築されることにより、検索が可能となったばかりでなく管理にも利用できるようになった。

大規模図書館では、長い間、利用者は目録カードと冊子体目録を使い分けなければ目録の探索はできなかったが、目録データベースとOPACにより、一元的にアクセスできるようになった。国立国会図書館は、NDL-OPACを利用者用の情報システムの基幹部分として組み込んでいる。

その代わりに全ての利用者は、PCを使わざるを得なくなった。利用者からの抵抗と反発が予想されるにかかわらず、このシステムを導入したのは英断と言えよう。PCや目録検索が不得手な利用者に対しては、説明案内係員を配置して対処している。

「平成27年度 国立国会図書館 東京本館利用者アンケート」の集計結果では、「書庫内資料の申込手続きのしやすさ」について、「満足」および「どちらかといえば満足」という回答者が2/3を占め、「不満足」は2%だった¹¹⁾。さらに「職員の対応」に関して、「満足」および「どちらかといえば満足」という回答者は83%ときわめて高かった。

国立国会図書館の閲覧利用者が接する説明案内係員、貸出、複写窓口係員、そして、閉架書庫内の出納係員は、国立国会図書館の専任職員ではなく、外部委託先の職員である。つまり、国立国会図書館の直接利用者へのサービスは、外部委託先の職員と情報システムに依存して成り立っており、高度なサービスを低い費用で実現していることになる。

5 間接サービス

国立国会図書館のインターネットを介した間接サービスとして、国会会議録検索システム、NDL-OPAC、国立国会図書館デジタルコレクションを取り上げる。

(1) 国会会議録検索システム

衆議院、参議院の諒解のもとに1996年から「国会会議録フルテキスト・データベース」の構築が始まり、1999年という早い時期からインターネットで公開されてきた¹²⁾。インターネットア

カイブのウェイバックマシンで確認する、1999年4月の国立国会図書館のサイトには国会会議録の検索システムがあった。当時の収録範囲は1998年1月以後だった。その後、1947年の第一回国会以後の全ての本会議と委員会等の会議録が収録され、それに加えて帝国議会全会期の本会議と委員会の速記録のデジタル画像による閲覧が可能となった。

この国会会議録検索システムでは、予算案や法案の審議経過がわかるばかりでなく、フルテキストからの検索ができるため、国会で取り上げられた種々の案件の議論を知ることができる。さらに発言者名からも探すことができるので、議員選挙において国会議員の活動評価にも利用できる。国会における審議の公開、国会議員の監視など議会制民主主義維持の根幹となる検索システムである。また、日本国民ばかりでなく、海外からも利用できるのは、画期的である。

初期には、テキストに誤字誤植が含まれ、表示はわかりにくかったが、現在では、テキストは正確になり、審議記録は短時間で追加更新され、インターフェースも大幅に改善されている。

(2) NDL-OPAC

国立国会図書館が、1996年9月20日から同図書館のウェブページ上で和図書データ最新1年分の提供を開始したのが、同館のオンラインの目録公開の最初である。その後、「Web-OPAC」を経て2002年から「NDL-OPAC」が公開され¹³⁾、現在にいたっている。大規模な大学図書館は、1990年代からウェブ上でOPACを公開していたので、やや遅れた。米国会図書館は、1990年代初めからインターネットでOPACを無料公開しており、国立国会図書館のOPAC公開は長く期待されていた。

国内の他の図書館のOPACと国立国会図書館のOPACとは意義が大きく異なっている。主たる利用者がその図書館の利用者である大学図書館や公共図書館のOPACは、あくまでその図書館の蔵書のみを収録しているにすぎない。一方、国立国会図書館のOPACは、納本制度に問題があるとはいえ、国内で刊行される本と雑誌とをほぼ網羅した蔵書を検索対象としている。NDL-OPACの利用目的は様々であろうが、書誌事項の確認、主題探索、それに所蔵の確認が中心と考え

られる。国立国会図書館の目録からは確かな書誌記述を得ることができる。また、個々の公共図書館や大学図書館などの目録は、国内刊行資料を網羅していないので網羅的な主題探索には使えない。

しかし、NDL-OPACにはいくつか気にかかる点がある。最も大きな問題は、NDL-OPACに、『雑誌記事索引』のデータベース検索が組み込まれている点である。国立国会図書館が作り続けてきた『雑誌記事索引』もまた、国内の雑誌記事を探すための手段として不可欠な存在である。通常、雑誌記事のデータベースは、有料であるが、『雑誌記事索引』は、2002年からNDL-OPACの中で無料公開され¹⁴⁾、広く利用されるようになった。

さて、暗黙の内に目録データベースは、冊子体目録、カード目録と同じく、単行資料または逐次刊行物を記述の対象としている。目録の用語で言えば本や雑誌とは書誌階層の異なる雑誌記事は、対象としないのが通例である。NDL-OPACでは、初期設定のままにすると、本や雑誌とともに雑誌記事も同時に検索されて、検索結果には、本などと雑誌記事が入り混じることになる。

NDL-OPACでは本の既知事項検索が多いはずであるが、雑誌記事が同時に検索されるので過剰な出力となる。また、本と雑誌記事では書誌事項は異なるが、NDL-OPACの検索結果の簡略表示は、本の書誌事項表示を優先しているため、雑誌記事については、重要な情報である掲載雑誌名が表示されないという不都合もある。

一方、主題探索の場合、本と雑誌記事が同時に検索されるのは便利であるかもしれないが、ほとんどの雑誌記事には、件名や索引語、分類記号は附与されていないのであるから、主題探索で同等に扱うことには無理がある。

インターネットから利用するNDL-OPACではトップ画面に実際には入力しなくても利用できるにかかわらず、登録利用者IDやパスワードの入力を促す画面が中心にある。間接利用者にとっては、大きな障害となっている。

しかし、こうしたことどもより、NDL-OPACと国立国会図書館サーチとの間に存在する様々な機能の重複が最大の問題であろう。

2010年から開発版が公開された国立国会図書館サーチは、国内のデジタルコンテンツをまとめて検索できるシステムである。このシステムは、

「国立国会図書館を含む図書館、公文書館、美術館・博物館、学術研究機関等の目録データベースやデジタルコンテンツをまとめて検索することを目指したサービス」とされている¹⁵⁾。

2016年3月現在では、国立国会図書館、国内の各機関から収集した8,000万件以上の文献情報が検索対象となり、横断検索を含め、およそ100のデータベースと連携している。

そして、多彩な機能を持っている。例えば、画面表示では、英語、中国語、韓国語の各言語版画面があり、障害者や高齢者等のユーザビリティやアクセシビリティに配慮し、スマートフォンやタブレット端末に最適化された画面を用意している。検索支援機能としては、目次や資料の本文全文を対象とした検索、適合度順排列、形態を異にする同一著作等を関連資料として隣接表示、資料種別や所蔵館等からの絞り込み検索、関連キーワード等からの再検索などがある。また、入手手段を案内し、検索機能のパーソナライズすることもできる。この前身であった「国立国会図書館デジタルアーカイブポータル」(PORTA)や国立国会図書館総合目録ネットワーク、児童書総合目録、全国新聞総合目録などは国立国会図書館サーチに統合された。

国立国会図書館サーチは、現在のウェブ上の情報検索システムに求められる幅広い情報源を対象として、多言語、障害者や高齢者、モバイル端末への対応、サーチエンジンで使われている検索機能、パーソナライズ化などを実現しようとしている。しかし、総花的でいずれも未完成でもある。

国立国会図書館サーチの評価は、また別に行う必要があるが、NDL-OPACと国立国会図書館サーチとは、国立国会図書館の蔵書と『雑誌記事索引』の検索という点で同じであり、二システムの存在することになる。国立国会図書館は、蔵書検索についてどのような方針を持っているのか判断がつかない。

(3) 国立国会図書館デジタルコレクション

国立国会図書館は資料の保存とインターネット提供のために資料のデジタル化を進めている¹⁶⁾。博士論文や歴史的音源など資料種別は13種に及ぶが、中心は、本と雑誌である。2016年3月の時点で明治期以降、1968年までに受け入れた本、2000年までに発行された雑誌がデジタル化

されている。これらは、インターネット公開、図書館向けデジタル化資料送信サービス、それに国立国会図書館館内利用という三つの方法で、提供されている。本では、90万点がデジタル化され、そのうち35万点は、インターネット公開されている。このインターネット公開は、従来は「近代デジタルライブラリー」と呼ばれ、2002年から提供されてきた¹⁷⁾。明治期刊行図書から始まったが、著作権の有無の確認に労力を費やしながらかつ々に提供点数が増えてきた。

グーグルブックスは、企業が本のデジタル化を行うものであるが、商業主義に陥る不安があると批判されている¹⁸⁾。国立国会図書館のデジタル化は、国の機関の行う継続性を前提とした事業であり、グーグルより先に開始されており、点数は少ないが、著作権に関しても慎重に処理されている。

国立国会図書館の所蔵資料をデジタル化し、国内外で無料閲覧できるようにすることは、間接利用に新しい道を拓くことになった。国立国会図書館デジタルコレクションへのインターネット経由のアクセス数は、2014年で約6,600万件となっており¹⁹⁾、成功したサービスとなっている。

しかし、インターネット公開と図書館向けデジタル化資料送信サービスの間には、利便性の点で大きな違いがある。図書館向けデジタル化資料送信サービスには、利用する図書館によってサービス水準が異なるという問題がある。また、国立国会図書館に赴き館内で利用する場合、国立国会図書館デジタルコレクションとなっている資料は、冊子体の借り出しは認められず、デジタル形態での閲覧のみとなっている。これは資料保存の観点からはやむを得ないが、冊子体を手に取って調べる必要のある利用者への配慮が必要であろう。

(4) 遠隔複写サービス

間接利用による国立国会図書館の所蔵資料の利用方法として、複写サービスがある。これは、2002年のNDL-OPACの公開、登録利用者制度の実施とともに遠隔複写サービスが行われるようになった²⁰⁾。NDL-OPACで検索し、その検索結果から複写申込をする。複写物は、国立国会図書館から申込者に郵送され、申込者は、請求料金を振り込むという手順である。開始当初と10年後を比較してみると、申込件数は3倍以上

になり、申込者は個人の割合が2割弱から7割近くを占めるようになった。また、和雑誌が74%、洋雑誌が10%と複写対象のほとんどは雑誌だった。なお、件数は近年、25万件程度で横ばい状態である¹⁹⁾。

雑誌論文の複写サービスは、乾式複写機が発明された1960年代以後、複写件数は増大の一途だった。しかし、21世紀になると、電子ジャーナルの隆盛のため、雑誌論文複写需要は徐々に失われつつある。遠隔複写サービスも間接利用の中心となるサービスであるが、今後は、利用が減っていくと考えられる。

6 国立国会図書館の一般公衆向けサービス

上述のように国立国会図書館では一般公衆向けサービスが実質的に中心的な事業となっている。直接利用に関しては、稼働している利用システムは、効率的であり、利用者にとって使いやすいと言っている。利用にストレスがあるとしても、その多くは、閉架式書庫に起因し解決は困難であろう。

インターネットを介した間接サービスである国会会議録検索システム、NDL-OPAC、国立国会図書館デジタルコレクション、遠隔複写サービスのいずれも間接利用者にとって利便性は高い。

国立国会図書館には、他の図書館とは異なるサービスの展開が求められている。国会会議録検索システムの提供は、国会に属する機関としての業務である。NDL-OPACや国立国会図書館デジタルコレクションは、国立国会図書館が国内刊行物をほぼ網羅しているので、特別な意義づけができる。国内のどの大きな図書館も選択的に蔵書を構築しているので、所蔵を調べるのではない、本や雑誌の一般的な探索では、NDL-OPACに頼らざるを得ない。また、図書館やその他の出版関係団体が本のデジタル化を試みる例がいくつかみられるが、これらは常に部分的であり、継続されない。国立国会図書館が、古い資料から順に著作権を考慮しつつ計画的に進めるデジタル化事業は、年を経るにつれて貴重な存在となっていくはずである。

インターネットを介するこうしたサービスは、従来から国立国会図書館が行ってきた事業からの発展である。国会会議録検索システムは、国立国会図書館が編纂していた『会議録総索引』や『国

国会会議録総索引』をそのまま継いでいるわけではないが、目的は同じである。NDL-OPACは、冊子体やカードであった蔵書目録や『雑誌記事索引』を受け継いでいる。明治期以後の蔵書のマイクロフィルム化事業の後継となったのが国立国会図書館デジタルコレクション構築である。

こうした事業は、様々な検討の経緯があり目的は明確であり、妥当性がある。また、システム化、デジタル化された後も、細かな改良が施されている。例えば、NDL-OPACで『雑誌記事索引』の検索結果の表示形式のひとつに引用形式があるが、長い間、これは使いにくかった。例えば、雑誌論文の引用形式には、出版社名など、引用では不要な項目が表示され続けていた。時間がかかり、まだ十分ではないが、表示の改善はなされている。

しかし、最近、国立国会図書館が提供を始めた国立国会図書館サーチや東日本大震災アーカイブには、これまでとは異なった方向が見られる。多数の情報源への玄関口、つまりポータルを目指し、その上に多機能を最上とする傾向がある。ポータルサイトを志向しても、実際にポータルサイトになることは難しい。連携している多数のデータベースやアーカイブは、独自のウェブサイトを持ち、独自に利用者を集めているので、ポータルサイトを名乗るだけでは、利用は増えない。

また、国立国会図書館サーチや東日本大震災アーカイブには多くの検索機能が備えられているが、実際に利用すると、検索結果にノイズが多い。

さらに、こうした新規の事業は、デジタルアーカイブや文化資産振興といった政府の方針に忠実に従っている。最近のICTに関する政策は、ニーズの把握が欠け、長続きしない例が多い。行政機関に過度に依存することなく、基盤となる事業を確実に進めていくことこそ、国立国会図書館の存在意義を高め、一般公衆の支持を得る方策なのではなかろうか。

1) 平成 26 年度 国会 フルコスト情報。

www.sangiin.go.jp/japanese/annai/zaimu/h26/pdf/26kokkai-fullcost.pdf, (参照 2016-03-30)。

2) 図書館利用者の情報行動の傾向及び図書館に関する意識調査。

http://current.ndl.go.jp/FY2014_research, (参照 2016-03-30)。

3) 「期待と戸惑い 国立国会図書館関西館、開館 1 カ月で 2 万人超」『朝日新聞』2002 年 11 月 08 日朝刊, 京都版。

4) 「国会図書館関西館、オープン 1 年」『朝日新聞』2002 年 11 月 08 日朝刊, 京都版。

5) 松家仁之『火山のふもとで』新潮社, 2012, 379p.

6) 「国会図書館、独法化へ」『産経新聞』2006 年 2 月 2 日朝刊。

7) NDL 入門編集委員会編『国立国会図書館入門』三一書房, 1998, 275p.

8) 岸本佐知子『ねにもつタイプ』筑摩書房, 2010, 227p.

9) 「東京本館新装開館と新しい館内利用サービスの概要」『国立国会図書館月報』No.518, 2004, p.1-4.

10) 「書誌データの遡及入力の実施状況について」『国立国会図書館月報』No.564, 2008, p.1-16.

11) 平成 27 年度 国立国会図書館 東京本館利用者アンケート。

http://ndl.go.jp/jp/aboutus/enquete/enquete2015_01.html, (参照 2016-03-30)。

12) 「国会と国民に対する国会会議録フルテキスト・データベースの提供」『国立国会図書館月報』No.492, 2002, p.12-14.

13) 原田公子「新しい書誌作成・提供サービスについて」『国立国会図書館月報』No.499, 2002, p.10-15.

14) 「雑誌記事索引のご紹介」『国立国会図書館月報』No.564, 2008, p.7-12.

15) 「新しい統合検索サービス 国立国会図書館サーチ」『国会図書館月報』No.604/605, 2011, p.18-21.

16) 資料デジタル化について。

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/index.html>, (参照 2016-03-30)。

17) 「近代デジタルライブラリー事業における明治期刊行図書の著作権処理の結果について」『国立国会図書館月報』No.542, 2006, p.2-8.

18) ジャン・ノエル・ジャンヌネー『Google との闘い』岩波書店, 2007, 166p.

19) 国立国会図書館年報 平成 26 年度。

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9550075_po_nen26.pdf?contentNo=1, (参照 2016-03-30)。

20) 「隔複写サービスの現在とこれから」『国会図書館月報』No.611, 2012, p.21-25.